

11月は

ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いみらん
11月30日は
年金の日



「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

◆日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

高松西年金事務所の活動内容

11月9日（土）と11月30日（土）は週末相談日です。

- 11月5日（火）管内の高校で年金セミナーを行います。
- 11月5日（火）イオンモール高松で出張年金相談を開催します。
（10：00～18：00）
- 11月8日（金）綾川町綾南農村環境改善センター相談室で出張年金相談を開催します。
（10：00～15：00）
- 11月14日（木）坂出市役所本庁舎2階第1会議室で出張年金相談を開催します。
（10：00～15：00）
- 11月21日（木）直島町役場で出張年金相談を開催します。
（9：30～12：30）
- 11月21日（木）直島町西部公民館で出張年金相談を開催します。
（13：00～16：00）
- 11月27日（水）から11月29日（金）までの3日間イオンモール高松で出張年金相談を開催します。
（10：00～18：00）



⚠️ 年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いします。